

令和元年度
「食の安全安心の確保に関する
基本的な計画(第3期)」に基づく
施策の実施状況概要

令和2年10月

宮城県

I みやぎ食の安全安心推進体制整備の経緯

H15.3

- ・みやぎ食の安全安心基本方針策定

H15.9

- ・みやぎ食の安全安心アクションプラン

H16.4

- ・みやぎ食の安全安心推進条例施行

H18.3

- ・食の安全安心の確保に関する基本的な計画

H23.3

- ・食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)

H28.3

- ・食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)

みやぎ食の安全安心推進条例第14条により、本県の「食の安全安心の確保に関する講じた施策」について、実施状況を取りまとめ、毎年度、議会報告及び公表を行い、食の安全安心を推進する。

議会報告については平成19年度から開始。

今回が、14回目の報告となる。

II 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）の概要

○ 計画の期間

平成28年度から令和2年度までの5年間

○ 計画の目的

みやぎ食の安全安心推進条例（以下「条例」という。）第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

○ 計画の位置付け

条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するための計画としている。

○ 施策の大綱

1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、行政が生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策。特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしている。

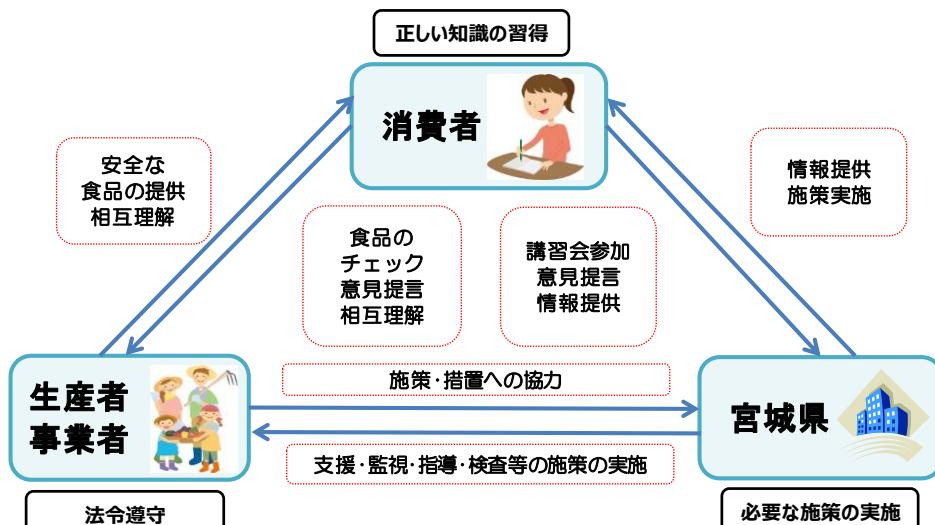
2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策。安心して食品を選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから、「安心」をキーワードとしている。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、推進していく施策。県、生産者・事業者及び関係者等が連携し、総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしている。

食の安全安心に係る生産者・事業者、消費者、行政における役割



食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）施策体系



Ⅲ 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況の概要

1 安全で安心できる食品の供給の確保…【 安全 】に関する施策

(1)生産及び供給体制の確立

P2

イ 生産者の取組への支援（施策 1～4）

- ①みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の周知や消費者と生産者との交流会を実施し、環境にやさしい農業を推進した。
- ②農業生産工程管理(GAP)の推進会議等を開催し、普及拡大に取り組んだ。
- ③農薬危害防止運動を実施し、農薬管理指導士養成研修会等を開催した。
- ④耳標の装着徹底及び牛のトレーサビリティシステム維持の支援を行った。

□ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援（施策 5～7）

- ⑤カドミウム基準値超過米発生抑制のため、水稻栽培水管理ごよみを配布し、湛水管理の徹底を指導した。
- ⑥検査の実施により、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めた。
- ⑦宮城県漁業協同組合と連携し、貝毒検査及びノロウイルスの検査強化に取り組んだ。

ハ 事業者に対する支援（施策 8～9）

- ⑧研修会等により、HACCPに沿った衛生管理への事業者の理解を深めるとともに、水産加工業におけるHACCPの普及促進を支援した。
- ⑨地産地消に取り組んでいる飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、県産食材の産地等を表示する取組を推進した。

ニ 震災等からの復興に向けた支援（施策 10～12）

- ⑩農産物の放射性物質検査を実施し、必要な営農対策を行った。
- ⑪共同利用施設として復旧を進める養殖関連施設の整備を支援した。
- ⑫原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除を進めるため、原木の調達や資機材の購入を支援した。

(2)監視指導及び検査の徹底

P14

イ 生産段階における安全性の確保（施策 13～16）

- ⑬農薬販売者・使用者を対象に農薬保管等に関する立入検査を実施した。魚類養殖業者に水産用医薬品の適正使用や養殖管理の巡回指導を行った。
- ⑭家畜用・養殖用飼料製造工場、肥料生産業者への立入検査及び肥飼料の収去・検査を行った。
- ⑮動物用医薬品販売業者に立入検査及び適正使用に関する指導を行った。
- ⑯高病原性鳥インフルエンザの予防のため、養鶏農場に対してモニタリング検査等を実施した。

ロ 流通・販売段階における安全性の確保（施策 17～20）

- ⑰食品営業施設等に対して、監視指導及び食中毒予防啓発を実施した。
- ⑱流通食品の規格基準及び残留する農薬、添加物等の検査を実施した。
- ⑲と畜検査及び食鳥検査を実施するとともに、かき処理場等の監視指導及び収去検査を実施した。
- ⑳東北農政局と連携しながら、米トレーサビリティ法に基づく立入検査を行った。

ハ 食品表示の適正化の推進（施策 21～23）

- ㉑食の110番、食品表示110番を設置し、相談対応、監視指導等を行った。また、輸入生かき偽装防止特別監視員による監視指導を実施した。
- ㉒食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査を実施し、必要な指導を行った。
- ㉓食品表示に関する研修会や相談等を通じて、適正な食品表示への普及啓発を図った。

ニ 食品の放射性物質検査の継続（施策 24～26）

- ㉔県産農林水畜産物の放射性物質検査を実施し、結果をホームページ等で公表した。
- ㉕県内に流通する食品の放射性物質検査を実施し、結果をホームページ等で公表した。
- ㉖学校給食等の放射性物質検査を実施し、結果をホームページ等で公表した。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立…【 安心 】に関する施策

(1)情報共有及び相互理解の促進

P30

イ 情報の収集、分析及び公開（施策 27～28）

- ②⑦みやぎ食の安全安心消費者モニターにアンケートを実施するなど、県民の意向把握に努めた。また、「食材王国みやぎ」ウェブサイト、公式フェイスブック、インスタグラムで、情報提供を行った。
- ②⑧食品衛生監視指導結果等、食品の安全に関する情報を隨時適切に公表した。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進（施策 29～31）

- ②⑨食品工場見学会・生産者との交流会を開催し、消費者との相互理解を深めた。また、地域食と農の相談窓口を引き続き設置したほか、学校給食での県産野菜利用拡大のため、活用状況調査等を行い、情報誌を発行した。
- ③⑩食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進、地産地消お弁当コンテストの開催、「みやぎ水産の日」PRによる県産水産物の消費拡大に取り組んだ。
- ③⑪みやぎ食育コーディネーターによる講座等を通して、食の安全安心に関する知識習得を推進した。

ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進（施策 32～34）

- ②⑩放射性物質測定結果の情報提供、セミナーの開催、風評被害払拭のための県産品の広報・PRを実施した。
- ③⑪市町村等が実施する水道水中の放射性物質測定結果を取りまとめ、放射能情報サイトみやぎ等で公表した。
- ③⑫市町村が実施する自家消費用農産物等の放射性物質測定結果を取りまとめ、放射能情報サイトみやぎで公表した。

(2)県民参加

P41

イ 県民総参加運動の展開（施策 35～37）

- ③⑯消費者モニターの募集、アンケート及び研修会等を実施した。
- ③⑰みやぎ食の安全安心取組宣言者の募集、取組内容の公開等を行った。
- ③⑱食の安全安心セミナー、地方懇談会、出前講座等を実施した。

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映（施策 38～39）

- ③⑲消費者モニターアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議等により、食の安全安心に関する県民の意見を把握した。
- ③⑳食の110番、食品表示110番を設置し、食の安全安心に関する相談等に対応した。

3 食の安全安心を支える体制の整備…【協働】に関する施策

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

P46

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策 40)

- ⑩ 食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部会議を開催し、議会への報告及び県民への公表を行った。

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別のマニュアルを含む）による迅速な対応（施策 41）

- ⑪ 食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、食の危害要因に係る情報の共有を図った。

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実（施策 42）

- ⑫ 貝毒プランクトンの発生状況や環境条件を把握した。また、食品衛生に関する調査研究の成果をとりまとめ、研修会等で周知した。

ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実（施策 43）

- ⑬ 農地土壤の定点調査及び牧草の放射性物質検査を実施した。また、県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究に取り組んだ。

ホ 国、都道府県、市町村、関係団体との連携（施策 44）

- ⑭ 国、都道府県、市町村、関係団体等との情報共有を行い、連携して、食中毒事件、違反食品の発生時に適切に対処した。

(2) みやぎ食の安全安心推進会議（施策 45）

P50

- ⑮ みやぎ食の安全安心推進会議を開催し、施策の実施状況について評価を行ったほか、食の安全安心に関する情報及び意見の交換を行った。

IV 令和元年度における主な数値目標実績

項目	基準値H26	実績R元	目標値R2	達成状況
環境保全型農業取組面積	26,700ha	21, 903ha	30,000ha	
GAP導入団体数	43 団体	74団体	80 団体	
耳標の装着率	100%	100%	100%	○
貝毒プランクトン観測定点調査実施率	100%	100%	100%	○
HACCP研修会参加施設数	66 施設	110施設	200 施設	
地産地消推進店登録店舗数	241 店(H24)	407店	450 店	
肥料成分不足・違反点数違反割合	0%	0%	0%	○
動物用医薬品販売の違反件数	2 件	6件	0 件	
食品営業施設の監視指導率	100%	116%	100%	○
食品検査率	100%	98. 6%	100%	
かき処理場等の監視指導率	100%	94%	100%	
食品表示適正店舗数の割合	99.3%	99. 7%	100%	
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数	8 回	14回	20 回	
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%	○
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	120%	100%	○
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%	○
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	128%	100%	○
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%	○
学校給食の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%	○
食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」ホームページアクセス数	340,940 (H25)	345, 988	500,000	
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合	37.2%	50. 2%	70.0%	
学校給食の地場野菜等の利用品目の割合	28.0%	29. 2%	40.0%	
宮城米を利用した米飯給食率	100%	100%	100%	○
「地域の食と農の相談窓口」相談件数	64 件	127件	150 件	
みやぎ食育コーディネーターによる食の安全安心に配慮した食育推進活動の参加人数	458 人	1, 511人	1,000 人	○
消費者モニターの活動（延べ参加）率	81%	87%	85%	○
食の安全安心取組宣言者数	2,992 者	2, 966者	3,200 者	
各種講習会の参加者数	663 人	1, 901人	1,000 人	○
地方懇談会の開催回数	8 回	18回	14 回	○

V 令和元年度の施策の実施状況に対する推進会議の評価

評価	A 達成している	16項目
	B 概ね達成している	2項目
	C 達成していない	0項目

大分類	中分類	小 分 類	評価
安全で安心できる食品供給の確保	生産及び供給体制の確立	生産者への支援(施策 1~4)	A
		安全安心な農水産物生産環境づくり支援(施策 5~7)	A
		事業者に対する支援(施策 8~9)	B
		震災等からの復興に向けた支援(施策 10~12)	A
	監視指導及び検査の徹底	生産段階における安全性の確保(施策 13~16)	A
		流通・販売段階における安全性の確保(施策 17~20)	A
		食品表示の適正化の推進(施策 21~23)	A
		食品の放射性物質検査の継続(施策 24~26)	A
食の安全安心に係る信頼関係の確立	情報共有及び相互理解の促進	情報の収集、分析及び公開(施策 27~28)	B
		生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進(施策 29~31)	A
		放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進(施策 32~34)	A
	県民参加	県民総参加運動の展開(施策 35~37)	A
		県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映(施策 38~39)	A
食の安全安心を支える体制の整備	体制整備及び関係機関等との連携強化	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策 40)	A
		みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応(施策 41)	A
		食の安全に関する調査・研究の充実(施策 42)	A
		食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実(施策 43)	A
		国、都道府県、市町村、関係団体との連携(施策 44)	A